

新浜公園ネーミングライツ・パートナー募集要項【提案募集型】

福島市（以下市という）では、ネーミングライツ・パートナー（以下パートナー）導入の提案表明を受けましたので、以下のとおり提案表明者及びその他の希望者からの提案を求めます。

1 募集の目的

本施設の愛称を命名する権利を取得する企業を募集し、命名された愛称を施設名称として使用する対価として得られる命名権料を、本施設の管理運営などに役立てるものです。

2 提案された施設名

新浜公園（福島市新浜町1番）、面積9,888㎡

3 パートナーに対して契約期間中に付与される権利

- （1）公園の愛称を命名する権利
- （2）（1）の愛称を表示する権利

4 提案条件

（1）契約期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）

（2）希望金額

年間500,000円以上（別途消費税及び地方消費税あり）

（3）愛称標示期間

契約期間と同一としますが、愛称標示の設置及び契約満了による消去のための期間を含みます。

（4）愛称標示等にかかる諸経費の負担等

公園への愛称標示と契約終了時の撤去等にかかる費用は全てパートナーの負担とします。（愛称標示により公園に損傷が生じた場合の復旧費用を含む。）

都市公園法第5条に基づく施設設置管理許可を受けていただきます。

5 愛称の命名と標示に関する制約等

（1）愛称に関する制約は次のとおりです。

- ①愛称に「新浜公園」の名称を含めてください。
- ②ご提案いただく愛称は、提案者が権利を有する企業名（企業ロゴを含む）や商品名などに、公園をイメージできる言葉を組み合わせてください。企業名と商品名の両方を愛称に含めることもできますが、あまりに長すぎる名称はご遠慮ください。
- ③原則として、契約期間中の愛称変更はできません。ただし、法人名の変更等、特段の理由が生じた場合には、市と協議の上で変更できるものとします。
- ④募集する名称は契約期間中における公園の愛称であり、条例上の名称は変更できません。
- ⑤社会通念上、公共施設の名前として相応しく無い用語を含めることはできません。

⑥愛称はパートナー応募の時点でご提案いただきますが、契約締結の条件として用語や看板デザインの変更を依頼する場合があります。

(2) 愛称の標示に関する制約は次のとおりです。

①公園施設及び敷地内の名称標示板や看板等について変更や新規に設置することができます。

②愛称の標示位置は公園の維持管理に支障をきたさない位置とし、詳細については現場立会いに基づき決定します。

③標示板の設置は1基までとし、標示面積は合計で5㎡までとします。

④愛称標示は彩度12までの色を使用して、周辺の景観との調和がとれた配色にしてください。
また、蛍光性や反射性の塗料は使用できません。

⑤電光式や照明式による標示は認められません。

6 ネーミングライツ・パートナー特典

(1) PR展示スペースの設置

①公園施設等の建物内や敷地内において、PR展示スペースを設置することができますが、現況により取扱いが異なるため、位置等詳細については、現場立会い等に基づき決定します。

②PR展示スペースは、1箇所、面積2㎡までとします。

7 提案書の提出方法等

(1) 提案書の受付期間

令和7年10月22日(水)～令和7年12月9日(火)

(2) 応募資格

次の項目のいずれにも該当しない法人等が応募できます。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者

イ 本市入札指名停止等取扱基準による指名停止等を受けている者

ウ 公租公課を滞納している者

エ 破産法による破産手続開始の申立て、会社更生法による更生手続開始の申立て、民事再生法による再生手続開始の申立て、会社法による清算の申立てがなされている者

オ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している者

カ 政治団体又は宗教団体

キ 暴力団(福島市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)並びに暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与している者及びこれらと密接な関係を有する者

ク その他、本市のネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められる者

(3) 提出方法

(4)の提出書類を一括で、下記提出先へ直接持参もしくは郵送により受付期間内にご提出ください。これにより知り得た情報は本業務にのみ使用します。なお、提出書類は返却いたしません。

応募に際しては、本市ネーミングライツ導入に関するガイドラインもご確認ください。

【提出先】 〒960-8601 福島市五老内町3番1号
福島市役所本庁舎6階 都市政策部 公園緑地課 管理係

(4) 提出書類一覧

- ① ネーミングライツ・パートナー提案書 様式1
- ② 誓約書 様式2
- ③ 役員等名簿 様式3
- ④ 委任状（広告代理店を含む代理人が応募する場合） 様式4
- ⑤ 登記事項証明書（法人登記簿謄本）
- ⑥ 印鑑証明書（法人の代表者印）
- ⑦ 納税証明書（福島市が発行する滞納が無い事の証明）
- ⑧ 役員等の住民票
- ⑨ 企業概要に関する資料（任意様式、既存資料可）

8 優先交渉権者の選定

(1) 優先交渉権者の選定

提案者が1者の場合は、提出書類の内容を確認し、優先交渉権者としての決定を行います。

提案者が複数の場合は、福島市ネーミングライツ・パートナー選定委員会により、パートナー契約の優先交渉権者を選定します。

(2) 評価基準

最初に提案表明された提案者には、20点を加算します。120点満点での評価とします。

参照 別紙：ネーミングライツ・パートナー選定に係る評価基準【提案募集型】

(3) 結果の通知

選定の結果は、応募者に文書で通知します。

9 契約の締結等

(1) 契約の締結

①優先交渉権者の選定後、市と優先交渉権者は速やかに契約に必要な協議、調整を行い、ネーミングライツに関する契約を締結します。

②優先交渉権者と契約の締結に必要な協議が整わない場合は、市は次点の者と契約に向けた協議を行うこととします。

(2) 結果の公表

契約パートナー名・愛称・契約金額・契約期間を市ホームページ等で公表します。なお、契約パートナー以外の応募者の情報は公表しません。

(3) 契約の解除

パートナーの信用失墜行為等により、市や契約歩道橋のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除する場合があります。その場合における原状回復に必要な費用は、パートナーが負担するものとします。

(4) 契約満了時の取り扱いと契約の更新

市は、契約期間が満了する7か月前までに当該施設のネーミングライツ継続の可否を現パートナーに通知します。パートナーが契約の更新を希望する場合は、契約終了の半年前までに市

の指定する更新申請書を提出し、選定委員会による審査で承認された場合、次回契約についての優先交渉権者として決定されるものとします。詳細は本市の「施設・インフラ用ネーミングライツ導入に関するガイドライン」をご確認ください。

10 ネーミングライツ契約後の留意事項

契約後の運用に関する留意事項は次のとおりです。

- (1) 契約料については、年間の契約料を一括で納付していただきます。初年度については、契約期間開始月の月末、翌年度以降については毎年度4月末日までに納付していただく予定です。
- (2) 契約期間内に大規模改修工事等を行うなど、歩道橋の利用が制限される期間が発生した場合の取扱いについては、契約後に市とパートナーが協議することとします。
- (3) 市は、正式名称を使用する必要がある場合を除き、ネーミングライツの導入に伴って付与された愛称を積極的に使用するものとします。ただし、市民、当該施設の利用者等に対し、愛称の使用を義務付けるものではありません。
- (4) 市が施設の名称を使用する際、愛称と正式名称を併記する場合があります。

11 担当部署（問い合わせ先）

(1) お問い合わせ

内容に応じて下記(1)(2)の担当部署まで電子メールにてお問合せください。

その際、質問書（様式5）にご記入のうえ、タイトルを「ネーミングライツに関する質問」として送信してください。

(2) 回答方法

市公式ホームページ内の「ネーミングライツ・パートナーを募集しています！」のページに掲載することで公表します。

福島市役所 〒960-8601 福島市五老内町3番1号

(1) 新浜公園に関すること

都市政策部 公園緑地課 管理係（市役所本庁舎6階）

電話：024-525-3765

E-mail：kouen@mail.city.fukushima.fukushima.jp

(2) ネーミングライツ制度に関すること

財務部 財産マネジメント推進課（市役所本庁舎3階）

電話：024-563-3093

E-mail：zaisan-s@mail.city.fukushima.fukushima.jp

ネーミングライツ・パートナー選定に係る評価基準【提案募集型】

1 評価項目と配点

No	評価項目	評価のポイント	配点
1	愛称案	①市民にとって親しみやすいか、呼びやすいか。 ②単なる企業名だけでなく工夫がなされているか。 ③名称が長くないか。	20
2	社会貢献等	①福島市内での実績（内容及び件数等） ②社会貢献に対する考え方 ③法令違反の有無	30
3	ネーミングライツ料	提案金額	50
4	提案者加算点	最初の提案表明者のみに加算します。 その他の提案者には加算されません。	20
合 計			120

2 得点の算出方法

1) 評価項目1及び2

評価	基準	得点の算出方法
A	特に優れている	配点×1.0
B	優れている	配点×0.8
C	標準的である	配点×0.5
D	やや劣る	配点×0.3
E	劣る	配点×0.1

評価項目ごとに全委員の得点を平均し、小数点第2位を四捨五入して
小数点第1位までとする。

2) 評価項目3

配点50点 × (提案金額／年) ÷ (応募者中最高提案金額／年)
※小数点第2位を四捨五入

○応募者中、提案金額（年額）が最高額である者を1位とし、配点の満点（50点）を
付与する。

3) 合計得点

- ①各応募者の全ての評価項目の得点を合算し、最高得点者を優先交渉権者とします。
- ②最高得点が2者以上の場合は、評価項目3の点数が高い応募者を優先交渉権者とします。